子どもを預けるところ　＼こんなところがあります／

幼稚園　(令和7年度から、市内にはありません)

満3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。入園の基準は園が定め、保護者が園に直接入園の申し込みをします。

市外の幼稚園に通園される場合も無償化の対象となります。

保育所

保育所への入園を申し込める児童は、保護者がその児童を保育することができないと認められる場合です。

保護者が働いていたり、障がいや病気の状態にあったり、家庭で十分保育ができない児童の保育をすることが目的の福祉施設です。

認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、一時預かりや子育て相談など、地域の子育て支援も行う施設の総称です。 保育の必要がないお子さんは、昼過ぎまで。保育が必要なお子さんは、夕方まで。日曜日・祝日・年末年始以外は原則開園し、原則1日11時間の保育を行います。

一時預かり

一時的に家庭で保育ができない場合、主に昼間において認定こども園、幼稚園、保育所などで乳幼児を預かる事業です。

認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事の許可を受けていない施設を称して認可外保育施設と呼んでいます。しかし、認可外保育施設は厚生労働省の指針に基づいて、市の立ち入り調査が定期的に行われているため、適正な保育環境が整備されています。具体的には、居宅訪問型(ベビーシッター)や少人数のものを含みます。

病児・病後児保育

子どもが病気治療中または回復期の時、子どもをみてくれる人の確保が難しい保護者や保育園などに代わって、病児保育室または病後児保育室でお預かりします。

ファミリー・サポート

地域で育児などの「子育てをサポートしてほしい人」と、「子育てのサポートをしてあげたい人」が会員となり、子育てを助け合う活動(有償ボランティア)です。会員登録(無料)やマッチングの仲立ちをアドバイザーが行います。河内長野市直営の事業です。

地域型保育　(現在、市内にはありません)

地域型保育とは、原則定員19名以下の少人数の単位で、0歳児から2歳児の児童を保育する施設の総称です。家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類があります。